

友愛記念病院 介護医療院サービスの運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人友愛会が開設する友愛記念病院（以下「病院」という。）が行う介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「従業員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

3 介護医療院は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 介護医療院サービスの提供を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 友愛記念病院 介護医療院

(2) 所在地 江別市新栄台46番地の1

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する介護医療院サービスの提供にあたる従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設の従事者の管理及び事務の管理を一元的に行う。

(2) 医 師 1名以上

利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。

(3) 薬剤師 1名

服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10名以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。

(5) 介護職員 12名以上

心身の状況に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 理学療法士等 2名以上

身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名

施設サービス計画を作成する。

(8) 管理栄養士 2名

給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。

(9) 医療相談員 1名

利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け調整する。

(入所者の定員)

第5条 施設の介護医療院サービスを提供する病床の利用者の定員は、次のとおりとする。

(1) 定員 60人

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院の内容は、次のとおりとする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理下の介護

(4) 機能訓練その他必要な医療

(利用料等)

第7条 施設が介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。

(1) 介護医療院サービスの提供について厚生労働大臣が定めた額の介護保険負担割合とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。(別表1)

(1) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室の提供に要する費用。

(2) 居住費(滞在費)。

(3) 食費(食材料費+調理費)。

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用。

(5) 理美容代。

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

別表 1

	項 目	単 位	単 価
(1)	特別な療養室 (4-A病棟 401号室、税込)	1 日	11,000 円
(2)	多床室(相部屋)	1 日	437 円
	個室	1 日	1,728 円
(3)	食費	1 日	1,545 円
(4)	理美容代	1 回	2,750 円
(5)	入院セット代 (税込) ※1	1 日	693 円
	テレビリース代 (電気代含む、税込) ※1	1 日	110 円
(6)	エンゼルケア代 (税込)	1 回	9,900 円
(7)	お寝巻き代 (税込)	1 回	4,400 円

※ 居住費・食費は、厚生労働省による全国的水準に基づいた基準費用額を使用。

※1 日本リブケア株式会社による契約及び請求となる。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 8 条 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護医療院の運営規程の概要、事業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第 9 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 介護医療院サービスを提供する施設は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 か月以内

② 継続研修 年 2 日

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束)

第 11 条 施設サービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(虐待の防止)

第 12 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。（第12条の追加）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。（第7条3別表1（5）の単価変更）

この規程は、令和8年2月1日から施行する。（第7条3別表1（6），（7）の単価変更）

この規程は、令和8年8月1日から施行する。（第4条（6）の人数変更）

（第7条3別表1（3）の単価変更）